



資料編

1 策定経過

年月日	会議事項等	概要
平成 27 年 6 月 1 日 ～6 月 22 日	市民アンケート	○対象者：男女 18 歳以上の市民 2,000 人 ○回収票：619 票 ○回収率：30.1%
	準市民アンケート	○対象者：準市民 500 人 ○回収票：201 票 ○回収率：40.2%
	結婚・出産に関する意識調査	○対象者：18 歳から 39 歳までの市民 1,000 人 ○回収票：235 票 ○回収率：23.5%
6 月 29 日	庁議	○沼田市第六次総合計画策定基本方針決定
7 月 1 日	沼田市第六次総合計画策定推進本部設置要綱施行	○総合計画策定推進本部の設置 ○総合計画策定委員会の設置
11 月 19 日	第 7 回沼田市市民構想会議	○第六次総合計画基本構想について
12 月 22 日	第 8 回沼田市市民構想会議	○第六次総合計画基本構想について
12 月 28 日	総合計画策定推進本部	○第六次総合計画策定委員会部会の設置について ○第六次総合計画基本構想について
平成 28 年 1 月 25 日	総合計画策定推進本部	○基本構想（素案）について ○基本計画（素案）について
1 月 27 日	第 9 回沼田市市民構想会議	○第六次総合計画基本構想について
2 月 1 日	総合計画策定推進本部・同策定委員会合同会議	○基本計画（素案）について
2 月 9 日	総合計画策定推進本部	○基本構想（素案）について
2 月 17 日	第 10 回沼田市市民構想会議	○第六次総合計画基本構想について
2 月 23 日	総合計画策定推進本部	○基本構想（素案）について
3 月 28 日	第 11 回沼田市市民構想会議	○沼田市第六次総合計画策定に係る意見・提言について
4 月 8 日	沼田市市民構想会議から市長に「第六次総合計画策定に係る意見・提言書」提出	—
4 月 11 日	総合計画策定推進本部	○基本構想（素案）について ○基本計画（素案）について
5 月 30 日	総合計画策定推進本部	○基本構想（素案）について ○基本計画（素案）について
6 月 27 日	総合計画策定推進本部	○基本構想（素案）について ○基本計画（素案）について
6 月 27 日	庁議	○第六次総合計画原案（基本構想・基本計画）の

年月日	会議事項等	概要
		決定
7月12日	第六次総合計画策定に関する特別委員会	○第六次総合計画原案概要の説明
7月12日	第1回総合計画審議会	○第六次総合計画原案（基本構想・基本計画）の諮問
7月13日 ～8月12日	沼田市市民意見提出手続き（パブリックコメント）の実施	○公表資料：基本構想（案）、基本計画（案） ○意見等受付件数：2件
7月26日	第2回総合計画審議会	第六次総合計画基本構想（案）について
8月10日	第3回総合計画審議会	第六次総合計画基本計画（案）について
8月19日	第4回総合計画審議会	答申（案）について
8月22日	沼田市総合計画審議会から市長に答申書を提出	—
8月29日	総合計画策定推進本部	○総合計画審議会からの答申について ○総合計画原案（基本構想・基本計画）について
9月6日	平成28年第3回定例会市議会へ議案書として提出	—
9月29日	平成28年第3回定例会市議会において議決	—

2 審議会

(1) 審議会条例

○沼田市総合計画審議会条例

昭和57年3月18日

条例第7号

(目的)

第1条 この条例は、本市の総合計画策定に関し必要な審議会の設置、組織及び運営に関する事項を定めることを目的とする。

(設置)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、沼田市総合計画審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(任務)

第3条 審議会は、市長の諮問に応じ、沼田市総合計画策定に関する事項を審議する。

(組織)

第4条 審議会は、委員20人をもって組織し、学識経験を有する者のうちから市長が委嘱する。

(任期)

第5条 委員の任期は、当該諮問に係る審議が終了したときまでとする。

(会長及び副会長)

第6条 審議会に会長及び副会長1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、会務を掌理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会は、委員の定数の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、企画課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則（平成5年3月24日条例第1号）

この条例は、平成5年4月1日から施行する。

附 則（平成12年6月30日条例第2号）

この条例は、平成12年7月1日から施行する。

(2) 名簿

(五十音順 敬称略)

No.	氏名	団体名	備考
1	石田月美	沼田市生活研究グループ	
2	宇敷正	沼田商工会議所	
3	生方秀二	沼田市区長会	会長
4	小尾孝男	利根町観光協会	
5	岡村正	沼田市東部商工会	
6	櫛淵光彦	沼田市文化協会	
7	桑原幸夫	沼田市老人クラブ連合会	
8	小林昭紀	沼田市子ども・子育て会議	
9	小林一太	利根沼田農業協同組合	
10	小林由隆	群馬県立尾瀬高等学校	
11	佐藤梨絵	沼田市小中学校PTA連合会母親委員会	
12	塩野昌彦	沼田青年会議所	副会長
13	須田章夫	沼田市体育協会	
14	津久井勲	沼田市社会福祉協議会	
15	傳田直史	NPO 法人利根沼田地域ボランティアセンター	
16	中村光孝	沼田市認定農業者協議会	
17	野村武	青少年団体連絡協議会	
18	林かをえ	タフティクラブ	
19	平井良明	沼田市観光協会	
20	丸山文子	沼田市保健推進委員会	

(3) 諮問

沼企 第100号
平成28年7月12日

沼田市総合計画審議会会長 様

沼田市長 横山公一
(担当 総務部企画課)

沼田市第六次総合計画原案について（諮問）

沼田市第六次総合計画原案について、沼田市総合計画審議会条例第3条の規定に基づき貴審議会の意見を求めます。

(4) 答申

平成28年 8月22日

沼田市長 横山 公一 様

沼田市総合計画審議会
会長 生方 秀二

沼田市第六次総合計画原案について（答申）

平成28年7月12日付け沼企第100号で諮問のあった沼田市第六次総合計画原案について、次のとおり答申します。

答 申

本審議会では、市長から諮問された沼田市第六次総合計画原案について慎重に審議した結果、今回の計画は、公募市民を含む各分野からの委員で構成される沼田市市民構想会議の意見・提言をふまえた内容であること、また、人口減少社会におけるまちづくりを進める上で、「沼田市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン」及び「沼田市まち・ひと・しごと創生総合戦略」をふまえた内容であることなどから、おおむね適切かつ妥当なものであると認めます。については、審議の中で、下記に掲げる点について、大方の意見の一致を見たので、善処されることを要望し、答申といたします。

なお、地方自治体を取り巻く環境が厳しい中、社会経済情勢の変化に柔軟に対応しつつ、財政収支の状況を的確に把握し、市民との協働により計画の実現が図られますよう希望いたします。

記

- 1 本市の高齢化率が30%を超えている中で、すべての市民が、生涯にわたり健康で、生きがいを感じながら幸せに暮らせるまちづくりは、重要な行政課題であるが、保健・医療・福祉での”生涯現役”の表現は、読み手に誤解を抱かせることが懸念されるため、別の表現とするよう検討されたい。
- 2 地域経済について、商業・工業・観光・農業の産業振興と都市間交流・移住・二地域居住は異なる行政課題であるため、混在した表記をせず、それぞれ明確に区分して表現するよう検討されたい。
- 3 農業における就労者不足は喫緊の課題となっているため、「農業経営・生産基盤の整備」の中に雇用の安定化について明記するとともに、重要施策としてその支援に努められたい。
- 4 全国で人口が減少している現下、様々な面において大きな効果をもたらす広域連携や都市間交流の取組の重要性が増しているため、今後はさらに連携の強化を図る必要がある。また、都市間交流等の基礎となる民間相互の交流についてもその把握に努めるとともに、その支援に努められたい。
- 5 沼田公園長期整備構想については、教育分野ばかりではなく、都市基盤や観光分野においても関連するため、これをふまえた事業推進を行い、さらなる構想の推進を図られたい。

3 市民構想会議

(1) 要綱

沼田市市民構想会議設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市の将来のまちづくりに対する意見を幅広い層の市民から伺い、市政に反映するため設置する沼田市市民構想会議（以下「構想会議」という。）の組織等に関し必要な事項を定めるものとする。

(任務)

第2条 構想会議は、将来のまちづくりに関し、市長から依頼された事項又は市民から提案された事項について議論し、市長に対し報告するものとする。

2 構想会議は、将来のまちづくりに関し必要と認められる事項について議論し、市長に対し提案するものとする。

(構想会議の構成)

第3条 構想会議は、概ね30人の委員で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げるもののうちから市長が委嘱する。

- (1) 公共的団体等を代表する者
- (2) 学識経験を有する者
- (3) 公募による市民
- (4) その他市長が必要と認める者

(任期等)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 前条第2項第3号の規定により委嘱された委員は、市内に住所を有しなくなったときは、その職を失う。

(構想会議の会長及び副会長)

第5条 構想会議に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、構想会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(構想会議の会議)

第6条 構想会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

2 会議は、委員の2分の1以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議長は、会長が務めるものとする。

4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 会長は、協議上必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を求めることができる。

6 会議は、公開とする。ただし、議長が必要があると認める場合は、会議に諮った上で公開しないことができる。

(委員会)

第7条 特定の事項を調査研究するため、構想会議に委員会を置く。

2 委員会は、構想会議委員及び協議事案を提案した市民をもって構成する。

3 協議事案を提案した市民の任期は、委員会での協議が終了するまでの期間とする。

4 委員会の名称及び調査研究事項は、次のとおりとする。

名称	調査研究事項
住みたくなるまちづくり委員会	安全・安心、福祉、環境、教育、文化・スポーツ等に関すること。
活力のあるまちづくり委員会	農林業、商工業、観光、都市基盤等に関すること。
新しいまちづくり委員会	コミュニティ、行財政運営、市民協働、男女共同等に関すること。

5 前2条の規定は、委員会について準用する。

(庶務)

第8条 構想会議の庶務は、企画課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、構想会議の運営について必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

(2) 名簿

(敬称略)

No.	氏名	団体名等(当時)	備考
1	小幡 普	沼田市区長会	会長
2	角田 郁夫	利南地区振興協議会	
3	田村 肇	池田地区振興協議会	
4	林 孝 俣	薄根地区振興協議会	
5	生方 敬二	川田地区振興協議会	
6	根岸 恒雄	沼田市区長会白沢支部	
7	星野 健一	沼田市区長会利根支部	
8	桑原 幸夫	沼田市老人クラブ連合会	
9	小林 昭紀	沼田市子ども・子育て会議	
10	津久井 勲	沼田市社会福祉協議会	
11	櫛 淵 光彦	沼田市文化協会	
12	武藤 成孝	沼田市体育協会	
13	石澤 いずみ	沼田市小中学校PTA連合会	
14	高橋 美津子	沼田市小中学校PTA連合会	
15	飯田 富美子	国際ソロプチミスト利根ぬまた	副会長
16	井熊 基之	沼田青年会議所	
17	小林 一太	利根沼田農業協同組合	
18	宇敷 正	沼田商工会議所	
19	岡村 正	沼田市東部商工会	
20	大塚 喜男	群馬銀行	
21	峯川 卓美	利根郡信用金庫	
22	平井 良明	沼田市観光協会	
23	小尾 孝男	利根町観光協会	
24	吉野 昇	利根沼田森林組合	
25	織田沢 幸市	連合群馬沼田地域協議会	
26	千明 幹尚	公募委員	
27	入澤 實	公募委員	
28	小川 紀子	公募委員	
29	金子 文彦	公募委員	
30	武井 賢一	公募委員	
31	相澤 宗利	公募委員	
32	小林 豊	公募委員	
33	浅沼 美香	公募委員	
34	塩野 大吉	公募委員	
35	生方 隆夫	公募委員	
36	飯島 千明	公募委員	
	篠田 暢之	市民構想会議アドバイザー	

(3) 提言

平成28年4月8日

沼田市長 横山公一様

沼田市市民構想会議
会長 小幡 普

「沼田市第六次総合計画」策定に係る意見・提言について

沼田市第六次総合計画の策定に当たり、下記の点について十分留意願いたく意見・提言いたします。
この意見・提言が、本市の総合的なまちづくりの方針や施策の方向性を示す第六次総合計画の策定の一助となることを要望いたします。

記

1 保健・医療・福祉等に関すること。

- (1) 高齢者や障がい者のために、移動しやすい道路、歩道の整備やスロープの設置、移動手段の整備
- (2) 高齢者のみならず、誰もが街なかに出て楽しめるまちづくりの整備
- (3) 高齢者、弱者に対する地域の見守り・支援（見守り協力員）の充実
- (4) 既存の高齢者福祉施設等の整備・充実と施設利用の周知
- (5) 子育て支援として、子育て支援センターや公園に隣接した児童館の設置、子どもが安心して遊べる遊び場としての公園の整備・充実
- (6) 医療・福祉関係として、各病院及び各福祉施設のネットワーク化の整備促進

2 防災・防犯・環境・交通安全等に関すること。

- (1) 防災・防犯について、消防団組織の整備・防災意識の高揚
- (2) 環境対策として、竹藪の問題があり、竹藪駆除及び竹の活用方法等について検討、促進
- (3) ごみ処理は重要な問題。循環利用としてどう活用するかについて検討
- (4) 景観形成について、沼田市としての特色を生かした継続性のある仕組みづくりについて検討
- (5) 新エネルギー分野の促進
- (6) 公共交通機関の充実（市内循環バスの運行等）

3 教育・文化等に関すること。

- (1) 教育・文化は重要なテーマ。教育水準の向上につながる具体的な施策を検討
- (2) 幼稚園と保育園の一元化に向けた施設整備の推進
- (3) 小・中学生に対するスクールバス運行の整備推進
- (4) ふるさと納税を原資とした給付型奨学金の創設
- (5) 郷科学習を推進
- (6) 生涯学習推進体制を拡充
- (7) 文化面におけるシンボルの検討（観光面でも有効）

- (8) 学校施設的环境整備として、エアコンの設置及び通学路などの道路整備を推進
- (9) 文化都市を目指して芸術文化の振興を図り、新しい波を起こすことを推進
- (10) 東京オリンピック・パラリンピック開催を契機としてスポーツ振興による地域の活性化を推進
- (11) 多文化共生社会の形成を図るため、外国語教育の充実と案内標識等の外国語表記の推進

4 都市基盤等に関すること。

- (1) 通勤手当の非課税限度額の引き上げに伴うUターン者対策、空き家対策、駅周辺の駐車場の整備充実の検討
- (2) 沼田公園や吹割の滝等の駐車場の整備
- (3) 国道120号から老神温泉までの道路の整備促進
- (4) グリーンベル21を街なか活性化のシンボルとして整備
- (5) 市内各地から沼田公園まで楽しく安心して歩けるような整備
- (6) 幹線道路の整備を見据えた沿線の整備、道路網の整備

5 農林業・商工業・観光等に関すること。

- (1) 農産物の6次産業化の推進
- (2) 観光と連携した農産物のブランド化の推進
- (3) 農業規模の拡大による企業的な経営の検討
- (4) 農家数の減少に伴う広域的な組織づくりの検討
- (5) 望郷の湯やしやくなげの湯等の農産物直売所の整備
- (6) 農業後継者の育成
- (7) インターネット販売等による販路拡大の検討
- (8) 観光農園（センター）として1箇所に集約し、全国にPRする方法の検討
- (9) 「農業の地域内一貫経営」の検討
- (10) 荒廃が進んでいる森林の整備
- (11) 林業従事者の育成
- (12) 観光面における滞在施設の整備
- (13) 沼田公園や吹割の滝等の駐車場の整備（再掲）
- (14) 観光都市として沼田公園を段階的に整備。城門の設置や城堀の再現・整備
（※ 天守閣の建設については、賛否両論あり。）
- (15) 河岸段丘の景観を生かした「道の駅・白沢」の整備
- (16) 河岸段丘の整備と観光PRの推進
- (17) 幹線道路の整備を見据えた沿線の整備（再掲）

6 行財政運営・コミュニティ・男女共同・市民協働等に関すること。

- (1) 市民活動を行う場として、公共施設空きスペースの有効活用を検討
- (2) ボランティア活動の充実、インセンティブ（行動を促す動機付け）を持たせる方法の検討
- (3) 「選択と集中」による行財政運営
- (4) 利根沼田の各自治体間の連携及び事業所間、住民間の連携支援
- (5) 情報発信の有効手段であるホームページの整備・充実

- (6) ボランティア活動等について、行政と民間をマッチングできるシステム等の検討
- (7) 多様性を確保し、共同していく地域づくりの検討
- (8) 方針、計画策定を実現していくための地域住民への周知と合意形成の検討
- (9) 各事業間における相互連携
- (10) コミュニティの充実、町おこしの一つとして設置するカフェコミュニティ等の運営支援について検討
- (11) 一人暮らし高齢者等の自殺率の低下を図るため、誰もが集まることができる場所の設置
- (12) 男女共同参画社会を推進するため、市における管理職への女性登用の推進
- (13) 市民サービスの向上を図るため、住民票写し等のコンビニ店交付の検討
- (14) 公共施設維持管理計画の策定の推進

【添付書類】

(略)

4 用語解説

あ行

IC

インターチェンジの略

アイデンティティ

主体性や自己同一性のことで、自己が環境や時間の変化に影響されることなく連続する同一のものであること。

SNS

Social Networking Service の略。人と人とのつながりを促進・サポートするコミュニティ型のインターネットを利用したサービスのこと。

NPO

Nonprofit Organization の略。非営利組織。営利を目的とせず、公益のために活動する民間団体の総称。

オゾン層

強い紫外線による光化学反応で、成層圏に達した酸素がオゾンに変わり形成されたオゾン濃度の高い大気層のこと。オゾンは生物に有害な波長を持つ紫外線を吸収するが、フロンガス等によるオゾン層破壊が問題となっている。

か行

カーボンオフセット

まず排出削減努力を行った上で、その不足分を他の場所で行った排出削減・吸収量で埋め合わせること。

合計特殊出生率

15歳から49歳までの女性の年齢別出生率をすべて足した数字のことで、一人の女性が一生の間に出産する子どもの平均の数を表す。合計特殊出生率＝(年齢別出生数／年齢別女性人口)の15歳から49歳までの合計。

子育て世代包括支援センター

妊娠期から子育て期にわたるまでの様々なニーズに対して、総合的相談支援を提供するワンストップ拠点のこと。

子育てコンシェルジュ

コンシェルジュとは、ホテルで街の地理案内や交通機関・観劇の切符の手配などをする係のことであり、子育てコンシェルジュは子育て支援にかかる相談や支援を行う人のこと。

さ行

真田丸

慶長 19(1614)年の大坂冬の陣において、大坂城の弱点である城南を守るために真田信繁(幸村)が築いた半円形の曲輪(郭)のこと。

NHK大河ドラマ『真田丸』は、もう一つの意味として、戦国の世の荒波を渡った真田家を船に例えている。

ジェネリック医薬品

特許が切れた医薬品を他の製薬会社が製造あるいは供給する医薬品(後発医薬品)。先発医薬品に比べ安い価格で販売できることから、欧米の医療先進国では、医療費を抑えるために積極的に使われるようになっている。

シティセールス

都市や地域の魅力などを内・外に効果的に周知を図り、企業誘致、住民誘致につなげるための活動のこと。

セーフティネット

経済的な危機に陥っても、最低限の安全を保障する社会的な制度や対策のこと。

総合型地域スポーツクラブ

日常的に活動の拠点となる施設を中心に、地域住民が会員となって個々のニーズに応じた様々なスポーツ活動を行える組織のこと。

た行

地域包括ケアシステム

住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域の包括的な支援・サービス提供体制のこと。

東京オリンピック・パラリンピック

東京での開催が決まった、「第32回オリンピック競技大会」（開催期間2020年7月24日（金）～8月9日（日））と「東京2020パラリンピック競技大会」（開催期間2020年8月25日（火）～9月6日（日））のこと。

特定健診

40歳～74歳までの公的医療保険加入者全員を対象とした健診のこと。生活習慣病予防をめざし、「メタボ健診」ともいわれている。

な行

認知症サポーター

認知症を正しく理解し、認知症の人や家族を温かく見守る応援者として日常生活の中での支援をする人のこと。

認定こども園

幼稚園と保育所の機能や特長をあわせもち、地域の子育て支援も行う施設。3～5歳児に対しては、保護者の就労の有無に関わりなく、教育・保育を一体的に提供することができる。

は行

ホスピタリティ

hospitality。温かな対応や誠意ある態度、心遣いであり、訪れる人を手厚くもてなすことや歓待すること。

ま行

メタボリックシンドローム

内臓脂肪型の肥満（めやす：腹囲が男性85cm以上、女性90cm以上）に、血清脂質異常、高血糖、高血圧のうち2つ以上を重ね持った状態のこと。

や行

Uターン

Uターンは、地方に生まれ育った人が都市圏への進学や就職を経た後、再び地方の生まれ故郷に戻ることであり、Iターンは、主に都市圏に生まれ育った人が地方に移住すること。

ユニバーサルデザイン

あらかじめ、障がいの有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう施設や製品などをデザインする考え方のこと。

ら行

リーマンショック

平成20年（2008年）9月15日、アメリカ合衆国の投資銀行リーマン・ブラザーズの破綻を契機に世界的金融危機が発生した。

ローリング方式

毎年度、社会経済環境の変化に対応して事業計画の修正を行う手法のことであり、計画と現実が大きくずれるのを防ぐことができる。

6次産業化

農畜産物、水産物等の生産者が生産（第1次産業）だけでなく、加工（第2次産業）、流通・販売（第3次産業）にも主体的・総合的に関わり合うことで高付加価値化を図り、生産者の活性化につなげる産業形態。

わ行

ワーク・ライフ・バランス

やりがいのある仕事と充実した私生活を両立させるという考え方。仕事と生活の調和。

沼田市第六次総合計画

平成 29 年 3 月発行

発行 沼田市

編集 沼田市総務部企画課

〒378-8501 群馬県沼田市西倉内町 780 番地

電話 0278-23-2111 (代表)

<http://www.city.numata.gunma.jp/>

